

事業所数 : 約 80,000 社  
加入者数 : 約 100 万人  
千葉県内最大の医療保険者です。

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、協会けんぽの  
任意継続の加入手続きの郵送での提出にご協力ください。**

～協会けんぽへの手続きは全て郵送による提出が可能です～

全国健康保険協会（協会けんぽ）では会社の退職などで健康保険の資格を喪失した場合に、任意で協会けんぽが実施する健康保険に引き続き加入することができる健康保険の任意継続制度※があり、千葉県内で約 6,000 名の方が利用しています。

この任意継続の加入については郵送による手続きが可能ですが、例年、窓口によくの方が手続きに来訪されます（4月上旬は通常の約 2 倍の来訪者となります）。新型コロナウイルス感染症の影響もあり多くの方々が窓口に来訪されると感染リスクを高めることになるため、協会けんぽへは郵送による手続きが可能なお点について広く県民の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。なお、任意継続の健康保険証は後日ご自宅に郵送となりますので、発行までにかかる時間は郵送・窓口の手続きに関わらず同じとなります。

また、協会けんぽの各種手続きについては任意継続の加入に限らず全て郵送で提出可能ですので併せて周知いただきますようお願いいたします。

※健康保険の任意継続制度について

退職などにより協会けんぽの被保険者資格を喪失した場合に以下の条件を満たしていれば、協会けんぽの健康保険に引き続き加入することができます。

- ・健康保険の資格喪失日の前日（退職日）までに被保険者期間が継続して 2 ヶ月以上あること。
- ・健康保険の資格喪失日（退職日の翌日）から 20 日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出（必着）すること。

なお、健康保険の任意継続の加入期間は最長で 2 年間となります。

【お問い合わせ先】

〒260-8645  
千葉県千葉市中央区富士見 2-20-1 日本生命千葉ビル  
全国健康保険協会千葉支部  
担当：企画総務グループ 小田、業務グループ 箭内  
TEL：043-308-0522 FAX：043-308-0633  
Mail：12kikaku-soumu.03v@kyoukaikenpo.or.jp